

食品表示基準の一部改正について

消費者庁食品表示企画課

目 次

1. 食品表示基準の改正概要について.....	2
2. 特別の注意を必要とする成分等を含む食品に関する表示.....	4
3. 生水牛乳に関する表示.....	11
4. 農産物漬物の内容量表示の見直し.....	14
5. 精米年月日表示の見直し.....	17
6. 栄養強調表示の見直し.....	19
7. 食品表示基準施行スケジュール.....	21



1. 食品表示基準の改正概要について（1）

食品表示基準（以下「基準」という。）の一部改正が必要な事項は、以下のとおり。
指定成分等含有食品表示、生水牛乳表示、農産物漬物の内容量表示、精米年月日表示、栄養強調表示

○指定成分等含有食品表示

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）による改正後の食品衛生法（昭和22年法律233号。以下「改正食品衛生法」という。）第8条を踏まえ、特別の注意を必要とする成分等を含む食品（以下「指定成分等含有食品」という。）について、消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会を確保し、必要な情報を消費者に提供する上で指定成分等に係る表示が必要であるため、基準の一部を改正。

【改正対象条項】

第3条第2項の表、第5条第1項の表、第10条第1項、第11条第1項の表、第15条、別表第20、別表第23

○生水牛乳表示

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の改正により、乳の範囲に生水牛乳が追加されることから、基準の一部を改正。

【改正対象条項】

第3条第1項の表、第20条の表、第25条の表、第29条、別表第24、別表第25

○農産物漬物の内容量表示

計量法（平成4年法律第51号）における農産物漬物の計量方法について、商品の実態を反映した見直しが行われたことを踏まえ、基準の一部を改正。

【改正対象条項】
別表第4

○精米年月日表示

農産物の物流合理化勉強会・米分科会（農林水産省開催）における、古い「精米年月日」表示の商品が売れ残ること等により生じる物流・販売上の問題や食品ロスの問題に対応するための「精米年月日」表示の見直しの議論を踏まえ、農林水産省から改正の要望があったことから、基準の一部を改正。

【改正対象条項】
別表第3、別表第24、別記様式4

○栄養強調表示

栄養成分又は熱量に係る低い旨の表示は基準値「未満」である場合にすることができるとしているが、流通の実態及び国際整合性の観点から基準値「以下」の場合にも行うことができるよう、基準の一部を改正。

【改正対象条項】
第7条の表

※その他、改正食品衛生法に伴う条ずれなど所要の改正を行う。



2. 特別の注意を必要とする成分等を含む食品に関する表示 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年6月13日公布）の概要

改正の趣旨

- 我が国の食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、広域的な食中毒事案への対策強化、事業者による衛生管理の向上、食品による健康被害情報等の把握や対応を的確に行うとともに、国際統合的な食品用器具等の衛生規制の整備、実態等に応じた営業許可・届出制度や食品リコール情報の報告制度の創設等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 広域的な食中毒事案への対策強化

国や都道府県等が、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のため、相互に連携や協力を行うこととともに、厚生労働大臣が、関係者で構成する広域連携協議会を設置し、緊急を要する場合には、当該協議会を活用し、対応に努めることとする。

2. HACCP(ハサップ)*に沿った衛生管理の制度化

原則として、すべての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を求める。ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理とする。

* 事業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法。先進国を中心に義務化が進められている。

3. 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集

健康被害の発生を未然に防止する見地から、特別の注意を必要とする成分等を含む食品について、事業者から行政への健康被害情報の届出を求める。

4. 国際統合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備

食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみ使用可能とするポジティブリスト制度の導入等を行う。

5. 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設

実態に応じた営業許可業種への見直しや、現行の営業許可業種(政令で定める34業種)以外の事業者の届出制の創設を行う。

6. 食品リコール情報の報告制度の創設

営業者が自主回収を行う場合に、自治体へ報告する仕組みの構築を行う。

7. その他(乳製品・水産食品の衛生証明書の添付等の輸入要件化、自治体等の食品輸出関係事務に係る規定の創設等)

施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、1. は1年、5. 及び6. は3年)

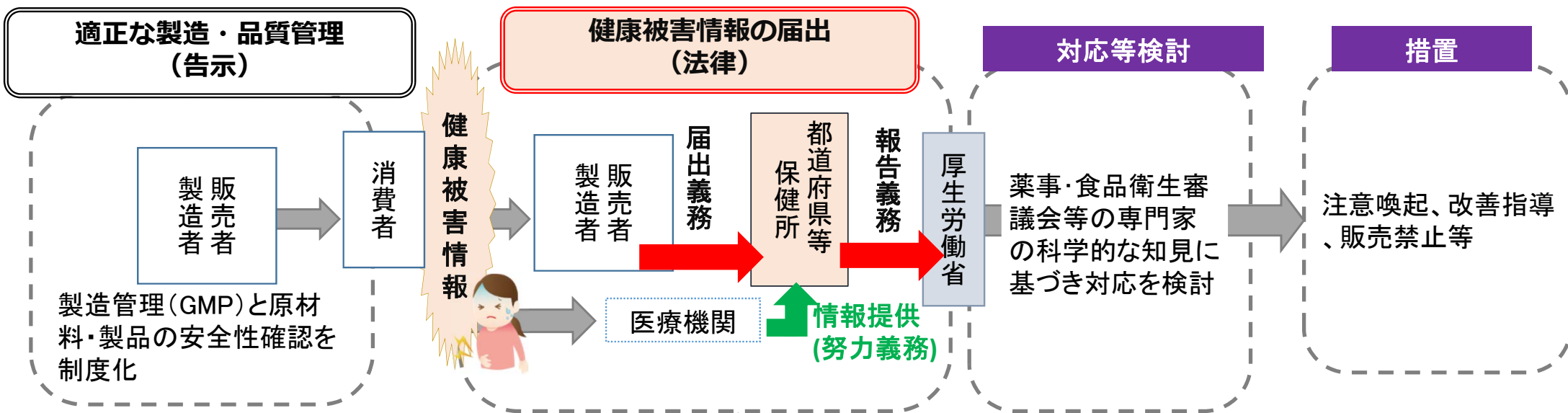
食品衛生法における指定成分等含有食品による健康被害情報の届出制度の創設（1）

《対象》特別の注意を必要とするものとして厚生労働大臣が指定する成分等を含有する食品

健康被害情報や文献等による生理活性情報を科学的な観点で整理し、薬事・食品衛生審議会や食品安全委員会における専門家の意見を聴き、パブリックコメント等を行った上で、特別の注意を必要とする成分等の指定を行う。

※特別の注意を必要とする成分等の指定（告示）

厚生労働大臣が指定する成分等を定める。指定成分等の案：コレウス・フォルスコリー、ドオウレン、プエラリア・ミリフィカ及びブラックコホシュの4つ。（令和元年12月3日から意見募集。令和2年2月公布、同年6月1日施行予定。）



○営業者による情報の届出の手續（食品衛生法施行規則）
 営業者が自治体に報告すべき健康被害情報の具体的事項を定める。
 令和元年12月3日から意見募集。令和2年2月公布、同年6月1日施行予定。

食品衛生法における指定成分等含有食品による健康被害情報の届出制度の創設（２）

改正食品衛生法第8条（新設）

第1項

食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物であって、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定したもの（第3項及び第64条第1項において「指定成分等」という。）を含む食品（以下この項において「指定成分等含有食品」という。）を取り扱う営業者は、その取り扱う指定成分等含有食品が人の健康に被害を生じ、又は生じさせるおそれがある旨の情報を得た場合は、当該情報を、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）に届け出なければならない。

第2項

都道府県知事等は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

第3項

医師、歯科医師、薬剤師その他の関係者は、指定成分等の摂取によるものと疑われる人の健康にかかる被害の把握に努めるとともに、都道府県知事等が、食品衛生上の危害の発生を防止するため指定成分等の摂取によるものと疑われる人の健康にかかる被害に関する調査を行う場合において、当該調査に関し必要な協力を要請されたときは、当該要請に応じ、当該被害に関する情報の提供その他必要な協力をするよう努めなければならない。



指定成分等含有食品に関する事項の表示の必要性

【消費者への情報提供の観点から】

指定成分等は、摂取する上で危害の発生を防止する見地から特別の注意を要するものである。

【食品衛生の観点から】

改正食品衛生法により、指定成分等含有食品による健康被害情報を確実に収集する届出制度が創設された。

指定成分等含有食品に、指定成分等に関する表示をしない場合

- ・消費者が選択する食品に指定成分等が含まれていること（＝摂取することに注意を要するものであること）が伝わらない。

- ・消費者が健康被害にあった場合の情報収集に支障をきたすおそれ。
- ・保健所等の調査及び医療機関等の情報提供に支障をきたすおそれ。

指定成分等含有食品について表示義務を課す必要

- ①消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会の確保につながる。
- ②指定成分等含有食品による健康被害情報の届出制度の目的を補完できる。



指定成分等含有食品に関する基準の改正について（1）

今般、改正食品衛生法を踏まえ、厚生労働大臣が特別の注意を必要とする成分等を指定することから、**一般加工食品の横断的義務表示事項を定めた基準第3条第2項の表**を改正し、指定成分等含有食品に関する規定を新設する。

改正案 第3条第2項の表（横断的義務表示）に項を追加する（新設）。

第3条 （略）

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

指定成分等含有食品（食品衛生法第8条第1項に規定する指定成分等含有食品をいう。以下同じ。）

指定成分等含有食品である旨	食品関連事業者の連絡先	指定成分等について食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物である旨	体調に異変を感じた際は速やかに摂取を中止し医師に相談すべき旨及び食品関連事業者に連絡すべき旨
「指定成分等含有食品（○○）」と表示する（○○は、指定成分等（食品衛生法第8条第1項に規定する指定成分等をいう。以下この項及び別表第20の指定成分等含有食品の項において同じ。）の名称とする。）。	食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の電話番号を表示する。	「指定成分等とは、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物です。」と表示する。	「体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。加えて、体調に異変を感じた旨を表示された連絡先に連絡してください。」と表示する。



指定成分等含有食品に関する基準の改正について（2）

指定成分等は、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分等であるため、指定成分等を含む旨及び摂取をする上での注意事項は、他の表示事項より目立つ必要がある。このため、**様式、文字ポイント等表示の方式等の個別ルールを定めた基準別表第20**についても併せて改正を行う。

改正案 別表第20に項を追加する（新設）。

食品	指定成分等含有食品
様式	別記様式1の規定による。
表示の方法	第8条各号（第3号を除く。）の規定によるほか、指定成分等含有食品である旨及び指定成分等について食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物である旨は、J I S Z 8305に定める14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

上記の他、第5条第1項の表（義務表示の特例）、第10条第1項（義務表示）、第11条第1項の表（義務表示の特例）、第15条（義務表示）、別表第23に「指定成分等含有食品」の文言を追記し改正する。

参考1:「健康食品」による健康被害への現行の対応

- 食品衛生法第6条<不衛生食品等の販売等の禁止>
 - ・有害・有毒な物質を含む不衛生食品等の販売、製造等を禁止。(適用事例:コンフリー 販売禁止 平成16年6月18日 法第6条第号)
- 食品衛生法第7条<新開発食品等の販売禁止>
 - ・食経験のないもの、通常の摂取方法と著しく異なる方法で喫食するものについては、人の健康を損なうおそれがない旨の確証がなく、食品衛生上の危害の発生を防止するために必要があると認めるときは、食品の販売を禁止。(適用事例:アマメシバ加工食品:暫定流通禁止 平成15年9月12日 法第7条第2項)
- 被害情報の報告 (行政指導:平成14年10月4日付け医薬発第1004001号通知)
- 製造及び原材料の製造・品質管理 (行政指導:平成17年2月1日付け食安発第0201003号通知)

参考2:指定成分等候補の概要

起源植物	含まれる成分等に関する情報	健康被害に関する情報	備考
名称:ブラックコホシュ (キンポウゲ科) 産地:北米北東部に自生	・アルカロイド類「マグノフロリン、レチクリン、ノルコクラウリン等」(肝障害を引き起こす作用本体成分は必ずしも明確ではないが)を含有	・海外において肝障害の事例報告	・ 注意喚起 (H18.8.3及びH.24.11.19)
名称:コレウス・フォルスコリー (シソ科) 産地:インド原産。インド、東アフリカ、エジプトに分布し、熱帯地域で栽培	・化合物フォルスコリン(アデニル酸シクラーゼ活性化作用を持つ)を含有 ・生理活性の程度と含有量の量的相関関係の見極めが十分にはできない	・下痢が通常より高い頻度で報告有り ・海外では、人の健康への懸念を生じる可能性がある物質を含む植物として評価がなされている国もある。	—
名称:ドオウレン (ケシ科) 産地:ユーラシア大陸、北米に分布	・アルカロイド類「ケリドニン、サンゲナリン」(抗腫瘍のほか肝障害誘因作用を持つ)を含有 ・生理活性の程度と含有量の量的相関関係の見極めが十分にはできない	・海外で肝障害が多数報告 ・食品に使用禁止の規制がなされている国もある。	・ 国内での製造はなし ・ インターネット等で入手可能
名称:プエラリア・ミリフィカ (マメ科) 産地:ミャンマー原産でタイ北部に自生	・ミロエストロール類(強力なエストロゲン様作用を有する成分)を含有 ・生理活性の程度と含有量の量的相関関係の見極めが十分にはできない	・月経不順等が多数報告有り ・販売前に安全性評価等の規制がなされる国もある。	・ 消費者に注意喚起 (H29.7.13) ・ 事業者への行政指導 (H29.9.22)



3. 生水牛乳に関する表示

「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」について（1）

「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」における水牛乳に係る規格基準の設定について（案） 令和元年6月

1. 経緯

乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）により規格基準が定められている。

乳等省令第2条（定義）では、「「乳」とは、生乳、牛乳、特別牛乳、生山羊乳、殺菌山羊乳、生めん羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳をいう。」と定義され、水牛の乳（以下、「水牛乳」という。）は含まれていないため、現在、水牛乳は「乳」として取り扱われておらず、また、「乳製品」の定義にも水牛乳は含まれていないため、水牛乳の加工品も「乳製品」として取り扱われていない。

一方、Codexにおいて、「乳」とは搾乳動物から得られた通常の乳腺分泌物と定義され、水牛乳を使用したチーズはナチュラルチーズ（モッツアレラチーズ等）として取り扱われている。

このため、国際的な整合性を図る観点から、水牛乳及び水牛乳製品について乳等省令に定義し必要な規格基準等の設定について検討する。

「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」について（２）

（２）具体的な改正（案）

[定義]

第２条

この省令において「乳」とは、生乳、牛乳、特別牛乳、生山羊乳、殺菌山羊乳、生めん羊乳、生水牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳をいう。

８ この省令において「生水牛乳」とは、搾取したままの水牛乳をいう。

12 この省令において「加工乳」とは、生乳、牛乳、特別牛乳若しくは生水牛乳又はこれらを原料として製造した食品を加工したもの（成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、発酵乳及び乳酸菌飲料を除く。）をいう。

14 この省令において「クリーム」とは、生乳、牛乳、特別牛乳又は生水牛乳から乳脂肪分以外の成分を除去したものをいう。

※ クリームも含め、クリーム以降の以下の乳製品（定義に、「生乳、牛乳又は（若しくは）特別牛乳」との記載がある製品）についても、同様に「生水牛乳」を追記する。

バター、濃縮乳、脱脂濃縮乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳、クリームパウダー、加糖粉乳、調製粉乳、調製液状乳、乳飲料

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会（令和元年６月３日）
資料１から抜粋し消費者庁にて編集

※「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」における乳の範囲に水牛乳を追加する改正は
令和２（２０２０）年６月までに行われる予定。



乳及び乳製品に関する基準の改正について

今般、改正食品衛生法（平成30年法律第46号）を踏まえ、乳の範囲に生水牛乳を含めるべく乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の改正を予定していることから、**一般加工食品の横断的義務表示事項を定めた基準第3条第1項の表**を改正し、同様に乳の範囲に生水牛乳を含める。

改正案 第3条第1項の表（横断的義務表示）に追記する。

	名称
現行	1 その内容を表す一般的な名称を表示する。ただし、乳（生乳、生山羊乳及び生めん羊乳を除く。以下同じ。）及び乳製品にあつてはこの限りでない。 2 （略）
改正案	1 その内容を表す一般的な名称を表示する。ただし、乳（生乳、生山羊乳、生めん羊乳及び 生水牛乳 を除く。以下同じ。）及び乳製品にあつてはこの限りでない。 2 （略）

上記の他、第20条の表（義務表示の特例）、第25条の表（義務表示の特例）、第29条（義務表示）、別表第24、別表第25に「生水牛乳」の文言を追記し改正する。

【参照条文（基準）】

（定義）

第2条（略）

2 （略）

3 前2項に定めるもののほか、この府令において使用する乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の用語は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）において使用する用語の例による。



4. 農産物漬物の内容量表示の見直し

特定商品の販売に係る計量に関する計量方法等について

漬物の内容量については、昭和51年に計量法の解釈を示す「特定商品の販売に係る計量方法等について」（昭和51年全国計量行政会議決定）において、「農産物漬物の計量方法」（別紙）が示された。

その後、漬物全体に係る表示の適正化を図るために、農林水産省が平成8年に「農産物漬物品質表示基準を定めた件」（平成8年農林水産省告示第1466号）を公布し、その際に「農産物漬物の計量方法」の一部が実態にそぐわなくなっていたことから、内容量についても同告示で定め、業界の実態に合わせることにした。同告示の内容は、平成27年に制定された食品表示基準に、そのまま引き継がれたところ。

今般、関係機関との協議及び意見聴取を経て、商品の流通実態等を踏まえた改正が「農産物漬物の計量方法」も含む「特定商品の販売に係る計量に関する計量方法等について」において行われた。このため、横断的に計量法に基づいた内容量の表示を行うよう、基準を改正する。

【主な例】 基準別表第4の規定による農産物漬物の内容量表示（現行）と計量法に基づく農産物漬物の計量方法（改正後）の違い

表示基準に基づく内容量【現行】		農産物漬物の計量方法【改正後】	
内容量	農産物漬物の種類		計量方法
調味液を含んだ重量	らっきょう酢漬け及びしょうが酢漬け以外の農産物酢漬け類（薄切り又は細刻若しくは小切りしたもの）	かぶら千枚漬 だいこん千枚漬	液汁は除いて計量する。
調味液及びしそを除いた重量	農産物塩漬け類	しその葉塩漬け	液汁及び塩は除いて計量する。
調味液を除いた重量	農産物こうじ漬け類	野菜のこうじ漬	液汁及びこうじは含んだまま計量する。



農産物漬物の内容量表示に関する基準の改正について（1）

今般、「特定商品の販売に係る計量に関する計量方法等について」の別紙「農産物漬物の計量方法」が現在の商品の流通実態等を踏まえたものに改正され、農産物漬物の内容量表示について一定の整理が行われたことから、基準第3条に規定する計量法（平成4年法律第51号）の規定による表示方法に統一するため、**基準別表第4における農産物漬物の内容量表示方法に係る規定を削除する**（基準別表第4に定めがなければ、基準第3条第1項の表の「内容量又は固形量及び内容総量」の項に従い表示することになる。）。

改正案 別表第4

食品	農産物漬物	
表示事項	現行	内容量
	改正案	削除
表示の方法	現行	<p>農産物ぬか漬け類にあつては塩ぬか及び調味液を除いた重量を、ふくじん漬け以外の農産物しょうゆ漬け類（薄切り又は細刻若しくは小切りしたもの（山菜及び菜類を主原料としたものを除く。）又はしその実を主原料としたものを除く。）にあつては調味液を除いた重量を、なら漬け並びになら漬け、刻みなら漬け、わさび漬け及び山海漬け以外の農産物かす漬け類（細刻若しくは小切りしたもの又はにんにくのりん片を主原料としたものを除く。）にあつては酒かす等を除いた重量を、らっきょう酢漬け、しょうが酢漬け並びにらっきょう酢漬け及びしょうが酢漬け以外の農産物酢漬け類（薄切り又は細刻若しくは小切りしたものを除く。）にあつては調味液を除いた重量を、農産物塩漬け類にあつては調味液及びしそ（しその葉で巻いた場合のしその葉を除く。）を除いた重量（ただし、調味梅漬け及び調味梅干しであつて、細刻したしそ、かつお削りぶし等を用いたものにあつては、これを含めた重量）を、農産物みそ漬け類（薄切り又は細刻若しくは小切りしたもの又はにんにくのりん片を主原料としたものを除く。）にあつてはみそ等を除いた重量を、農産物こうじ漬け類にあつては調味液を除いた重量を、農産物赤とうがらし漬け類（主原料を薄切り又は細刻若しくは小切りしたもの（山菜及び菜類を主原料としたものを除く。）を除く。）にあつては調味液を除いた重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。</p>
	改正案	削除



農産物漬物の内容量表示に関する基準の改正について（2）

【参照条文（基準）】

（横断的義務表示）

第3条 食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品（業務用加工食品を除く。以下この節において「一般用加工食品」という。）を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。第6条及び第7条において同じ。）には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。ただし、別表第4の上欄に掲げる食品にあっては、同表の中欄に掲げる表示事項については、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

内容量又は固形量及び内容総量	1 <u>特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成5年政令第249号）第5条に掲げる特定商品（※）については、計量法（平成4年法律第51号）の規定により表示することとし、それ以外の食品にあっては内容重量、内容体積又は内容数量を表示することとし、内容重量はグラム又はキログラム、内容体積はミリリットル又はリットル、内容数量は個数等の単位で、単位を明記して表示する。</u> 2・3 （略）
----------------	---

※特定商品の販売に係る計量に関する政令第5条に掲げる特定商品：漬物、精米、でん粉、砂糖、めん類、菓子類、はちみつなど



5. 精米年月日表示の見直し

農林水産省において設置された農産物の物流合理化に関する勉強会・米分科会（平成31年3月以降開催）において、精米年月日表示については、米穀の適正かつ円滑な流通を確保するため、米穀の販売業者に対して、その表示が義務付けられているところであるが、

- ① 消費者は、精米年月日の新しいものを手に取り購入する傾向があるため、精米年月日から一定期間経過後の精米は、十分に食用可能であるにもかかわらず、精米年月日が古いという理由だけで廃棄又は販売外とされ、食品ロスが助長されていること、
- ② 米卸売業者は、「精米年月日」を起点として早く販売しなければならないという商慣習により、小売・量販店側から精米後短期間での配送が求められ、これにより日ごとの多頻度・少量配送が助長され、昨今のトラック・ドライバー不足とあいまって物流コストの増大につながり、その増加コスト分が商品価格に転嫁されたり、物流が滞ることにより精米商品そのものの配送が困難になりかねない状況が生じていること

から結果として消費者にも不利益な状況となっているため、精米年月日表示を見直すべきとされた。

上記勉強会・米分科会における「精米年月日」表示見直しの議論を踏まえ、農林水産省から見直しの要請があったことから、「精米年月日」表示について基準別表第3及び第24の玄米及び精米の項を改正し、「精米年月日」表示に加え、「精米年月（上/中/下旬）」も表示できるようにする。

「精米年月日」表示に加えて、10日の幅を持たせた「精米年月（上/中/下旬）」表示を可能とすることで、

- ①過度な鮮度重視の商品管理及び消費行動によって生じる食品ロスの削減
 - ②精米後短期間での配送などの多頻度・少量輸送を助長する即配慣行の緩和等の物流の合理化に伴う精米商品の安定配送の促進や中間コストの削減
- が効果として見込まれる。



精米年月日表示に関する基準の改正について

農林水産省において行われた農産物の物流合理化に関する勉強会・米分科会の議論を踏まえた農林水産省の要請を検討した結果、基準別表第3及び第24の玄米及び精米の項を改正し、調製時期、精米時期及び輸入時期について、「年月日」表示に加えて「年月（上/中/下旬）」表示ができるように改める。

改正案 別表第3

食品	玄米及び精米			
用語	現行	調製年月日	精米年月日	—
	改正案	調製時期	精米時期	輸入時期
定義	現行	原料玄米を調製した年月日をいう。	原料玄米を精白した年月日をいう。	—
	改正案	原料玄米を調製した年月旬又は年月日をいう。	原料玄米を精白した年月旬又は年月日をいう。	玄米又は精米を輸入した年月旬又は年月日をいう。

改正案 別表第24

食品	玄米及び精米	
表示事項	現行	調製年月日、精米年月日又は輸入年月日
	改正案	調製時期、精米時期又は輸入時期
表示の方法	現行	玄米にあつては調製年月日を、精米にあつては精米年月日を、輸入品であつて調製年月日又は精米年月日が明らかでないものにあつては輸入年月日を年月日の順で表示する。ただし、調製年月日、精米年月日又は輸入年月日の異なるものを混合したものにあつては最も古い調製年月日、精米年月日又は輸入年月日を表示する。
	改正案	玄米にあつては調製時期を、精米にあつては精米時期を、輸入品であつて調製時期又は精米時期が明らかでないものにあつては輸入時期を年月旬又は年月日の順で表示する。ただし、調製時期、精米時期又は輸入時期の異なるものを混合したものにあつては最も古い調製時期、精米時期又は輸入時期を表示する。



6. 栄養強調表示の見直し

栄養強調表示に関する基準の改正について（1）

基準第7条は、栄養成分又は熱量に係る「低い旨」の表示は、別表第13において定める基準値「未満」である場合に行うことができるとしている。一方で、国際規格であるコーデックス「栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン（CAC/GL23-1997）」では、**「基準値」を超えない場合（not more than）に「低い旨」を表示できる**としている。また、製造の現場では、「基準値」を上限値として品質管理を行っているところである。

今般、国際整合性及び製造実態を鑑みて、基準においても、「基準値」で定める値であっても「低い旨」の表示ができるよう改正する。

改正案 第7条（任意表示）

食品関連事業者が一般用加工食品を販売する際に、次の表の上欄に掲げる表示事項…が当該一般用加工食品の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨	現行	1 (略) 2 低い旨の表示は、別表第13の第1欄に掲げる栄養成分又は熱量の量がそれぞれ同表の第3欄に定める基準値に満たない場合に行うことができる。 3・4 (略)
	改正案	1 (略) 2 低い旨の表示は、別表第13の第1欄に掲げる栄養成分又は熱量の量がそれぞれ同表の第3欄に定める基準値以下である場合に行うことができる。 3・4 (略)



栄養強調表示に関する基準の改正について（2）

参考：栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドラインCAC/GL 23-1997

5. 栄養素含有量強調表示

5.1 本ガイドラインの表に記載された栄養素含有量強調表示又は類似の強調表示を行う場合には、表に規定されたその強調表示に関する条件を適用すべきである。

栄養素含有量強調表示の条件に関する表

成分	強調表示	条件 <u>(上限)</u>
脂肪	低	100 g 当たり3 g (固体) 100 ml 当たり1.5 g (液体)

【原文】

5. PERIODIC REVIEW OF NUTRITION LABELLING

5.1 Nutrient labelling should be reviewed periodically in order to maintain the list of nutrients, to be included in composition information, up-to-date and in accord with public health facts about nutrition.

TABLE OF CONDITIONS FOR NUTRIENT CONTENTS

COMPONENT	CLAIM	CONDITIONS NOT MORE THAN
Fat	Low	3 g per 100 g (solids) 1.5 g per 100 ml (liquids)



7. 食品表示基準施行スケジュール

改正内容	令和2(2020)年		令和3(2021)年
	1月～3月	6月	6月
<ul style="list-style-type: none"> 農産物漬物の内容量表示の見直し 精米年月日表示の見直し 栄養強調表示の見直し 	食品表示部会(諮問)	WTO 通報(60日間) 公布日施行	
<ul style="list-style-type: none"> 指定成分等含有食品表示 生水牛乳に関する表示 	食品表示部会(諮問) パブリックコメント(30日間)	食品表示部会(答申) 公布	2020年6月1日施行 ※改正食品衛生法と同日施行
<ul style="list-style-type: none"> その他所要の改正(改正食品衛生法に伴う条ずれなど所要の改正) 			2021年6月1日施行 ※改正食品衛生法施行令と同日施行